



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 監査公表

監査公表第25号

監査公表

和歌山県監査公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、和歌山県の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年7月14日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 花 田 健 吉

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

和歌山市平井331-6 畑中正好
和歌山市葵町1-27 神野文夫

(選挙運動用ポスター作成代等一覧表)

(単位:枚、円)

各候補者	各ポスター作成業者	作成内容			公費負担内容		
		単価	枚数	金額	単価	枚数	金額
1 大沢広太郎	A社	874	1284	1,122,216	874	1284	1,122,216
2 泉正徳	A社	874	1284	1,122,216	874	1284	1,122,216
3 原日出夫	B社	874	1284	1,122,216	874	1284	1,122,216

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 各候補者

同人らは、各ポスター作成業者に対し、選挙運動用ポスターなどの印刷作成を発注し、県の公費負担請求に必要な手続を行ったものであり、現職の議員である。

(ウ) 各ポスター作成業者

同人らは、選挙運動用ポスターなどをそれぞれ作成し、県の公費負担請求に必要な手続を行い公金を受領している者である。

イ 選挙運動用ポスター作成の公費負担金(公金)の受

領

各ポスター作成業者は、各候補者の選挙運動用ポスターをそれぞれ作成したとする公費負担金として、各金112万2216円を受領している。

ウ 違法・不当な公金請求と不当利得

各ポスター作成業者が、公費負担されるポスターを作成する一方で公費負担されないハガキ代を無料にすることは、無料のハガキ作成代は公費負担されたポスター作成代に含まれていると解され、当該無料相当のハガキ印刷代が違法・不当に利得されている。

また、ポスター作成代として、公費負担される限度の上限枚数を、上限単価で作成したとしているが公費負担限度の上限どおりだったとする作成代はいかにも不自然で妥当性に欠けると解される。

その上、公費負担される上限単価で上限枚数を作成したとして上限金額の公金請求を行い、当該上限満額の公金を受領しており、かつ、選挙運動収支報告書に選挙ハガキの印刷作成代の計上がなく、計上があつても寄付とされた10名の候補者に対し請求人らが行った公開質問において2名の候補者が明らかにしている実際のポスター作成代と比較すれば、選挙ハガキに限らず、無料で提供されたその他の印刷物が存するかあるいは、不适当に高額な利益を上乗せしていると解される。

上記2名の候補者の実際のポスター作成価格及び田辺市選挙区の掲示場数が多いことも考慮してもポスター作成代が40万円を上回ることはないと推察され、各ポスター作成業者らが受領している公金額112万2216円と上記推定作成費40万円を差し引いた残金72万2216円に相当する公金を不适当に利得している。

エ 各候補者の責任

各候補者は、無料で印刷作成された選挙ハガキ代相当金などが公費負担されたポスター代に含まれていること及び公費請求されたポスター作成代が水増しされていることを承知の上で、公費負担される上限額と同一の内容の作成証明書を発行しているのであるから、違法・不当な公金請求を共謀あるいは、追認したことは明らかであり、ポスター作成業者が負うべき責任を連帶して負うべき責任がある。

オ 知事の請求権と怠る事実

知事は、和歌山県が、上述したとおり、違法・不当な公金請求により損害を被っており、不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその返還請求権を行使せず、必要な措置を何ら行っておらず、違法に財産管理を怠っている。

(3) 個別外部監査契約に基づく監査の申立て

和歌山県の監査委員4名のうち、1名は、外部からの選任であるが、常勤監査委員は県職員OBであり、残る2名は現職の議員であり、実質的には、「身内に甘い」と言わざるを得ない。

請求人らが、昨年に行った議員に交付される政務調査費の違法・不当を問う住民監査請求において、現職2名の監査委員が除外されていたが、監査結果の内容をみればその甘さが理解できる。

職務の遂行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持することを旨とし、万全の注意と適切な判断により職務を行うことが求められる監査制度にあって、およそ許されることのない事象である。

よって、本件は外部監査人による監査の申立てをする。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年5月28日に受理

を決定した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査について

請求人は、請求書の中で、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

しかしながら、監査委員は、公正不偏の態度を保持して、監査することが求められており、地方公共団体の長や議会等他の機関から独立した行政機関として位置づけられていること、また、本件請求内容を判断するに、個別外部監査契約に基づき外部の専門家に委ねる必要性は認められず、個別外部監査による監査の必要はないと判断した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容を勘案し、本件選挙に係る選挙運動用ポスター作成費の公費負担において、法第242条第1項に規定する「違法又は不适当に財産の管理を怠る事実」の存否を監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）及びポスター作成費の公費負担に関する支出事務を行なう和歌山県総務部総務管理局市町村課から関係資料の提出を求めて監査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成20年6月12日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

4 関係人調査

各候補者と各ポスター作成業者に対し、法第199条第8項の規定に基づく調査を行った。

5 監査委員の異動

前芝雅嗣委員及び浅井修一郎委員は、平成20年6月27日付けで退任し、花田健吉委員及び原日出夫委員が、平成20年6月28日付けで就任した。

6 監査委員の除斥

原日出夫委員は、法第199条の2の規定により、本件監査請求の監査に加わらなかった。

第5 監査の結果

1 主文

各候補者の選挙運動用ポスター作成費の県の公費負担について、違法・不当な公金請求の事実は認められない。従って、知事が違法に財産管理を怠っているという請求内容には理由がないので、棄却する。

2 監査対象機関に対する監査の結果

監査対象事項について、関係する法、条例、規則等の照合及び関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴

和歌山県報 号外

平成20年7月14日(月曜日)

取等から次の事項について確認した。

(1) 選挙運動用ポスター作成公費負担制度の概要

ア 目的

公職選挙法(昭和25年法律第100号)の中で、候補者間の選挙運動の機会均等等を図る手段として選挙公営制度を採用している。

イ 法的根拠

(ア) 公職選挙法第143条第15項

県議会議員の選挙について、県は、条例で定めるところにより、選挙運動用ポスターの作成について、無料とすることができます。

(イ) 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年和歌山県条例第36号。以下「県条例」という。)第6条～第8条

県は、候補者が契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(限度額あり)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(限度数あり)を乗じて得た金額を、当該ポスターの作成業者からの請求に基づき、当該ポスターの作成業者に対し支払う。

(ウ) 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成7年選挙管理委員会告示第130号。以下「規程」という。)

選挙運動用ポスター作成公費負担に関して、次の様式を定めている。

- ・選挙運動用ポスター作成契約届出書(別記第1号様式その2)
- ・選挙運動用ポスター作成契約届出書(別記第2号様式その2)
- ・選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(別記第3号様式その2)
- ・選挙運動用ポスター作成枚数確認書(別記第4号様式その2)
- ・選挙運動用ポスター作成証明書(別記第6号様式その2)

(3) 各候補者の選挙運動用ポスター作成の公費負担に係る事務手続の状況

	大沢広太郎候補者	泉正徳候補者	原日出夫候補者
(ア) 契約届出書の提出(契約書の写し添付)	平成19年4月10日	平成19年3月30日	平成19年3月30日
(イ) 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書の提出	平成19年4月10日	平成19年4月19日	平成19年4月11日
(ウ) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書の交付	平成19年4月10日	平成19年4月20日	平成19年4月11日
(エ) ポスター作成証明書の提出	平成19年4月10日	平成19年4月9日	平成19年4月9日
(オ) 請求書の提出	平成19年5月1日	平成19年5月1日	平成19年5月1日

(カ) 支払(支出負担行為) (支出命令) (支払)	平成19年5月1日 平成19年5月8日 平成19年5月14日	平成19年5月1日 平成19年5月8日 平成19年5月15日	平成19年5月1日 平成19年5月8日 平成19年5月14日
----------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

(4) 各候補者の選挙運動用ポスター作成の公費負担の状況

(単位:枚、円)

各候補者	各ポスター作成業者	支 払 金 額			公費負担限度額			作 成 金 額		
		単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額
大沢広太郎	A社	874	1284	1,122,216	874	1284	1,122,216	874	1284	1,122,216
泉正徳	A社	874	1284	1,122,216	874	1284	1,122,216	874	1284	1,122,216
原日出夫	B社	874	1284	1,122,216	874	1284	1,122,216	874	1284	1,122,216

(5) 監査によって確認した事実

上記支出手続及び公費負担の状況を監査した結果、関係法令に従って処理されていることを確認した。

3 監査対象機関(選挙管理委員会)の意見

- 立候補者からの事実に基づく申請に基づき、県条例に規定する上限枚数・上限単価の範囲内で支払われたものであり、法的には適切な支払であると考えている。
- ある候補の作成額が安価だからといって、各候補者の請求が不适当であるとは断定できない。

4 関係人調査の結果

本件請求における選挙ポスター作成費の公費負担において、違法・不当な公金請求により、県が損害を被っているか否かの事実を調べるために、各候補者及び各ポスター作成業者に対して、法第199条第8項に基づく調査を行った。

その内容は、各候補者に対して書面で見積書と納品書の提出を求め、必要に応じ各候補者本人に事実の確認を行い、各ポスター作成業者に対しては、書面で見積書(控え)と納品書(控え)の写しを求めるとともに、作成枚数の確認及びポスター作成費用の内訳として、各作成工程に係る経費を企画・編集・デザイン料、刷版料、印刷料、仕上げ・包装、原材料費(用紙代含む。)、諸経費に区分して調査を行った。

その結果は、次のとおりであった。

- 原候補者については納品書の写しをもって、納品を確認した。大沢候補者及び泉候補者については、見積書と納品書は存在しなかったので、本人から、契約書どおりの納品があった旨を確認した。
- 各ポスター作成業者において、ポスター作成枚数が契約書の作成枚数と一致していることを確認した。
- 各ポスター作成業者において、各ポスター作成工程に係る経費の積算額が各候補者との契約額と一致し、作成単価も同契約額及び請求単価と一致していることを確認した。

以上のことから、ポスター作成費用に他の印刷物が存するとか、不适当な高額な利益を上乗せしている事実は確認できなかった。

第6 監査委員の判断

本件請求について、請求人は特に次の点を主張している。

- 公費負担されるポスターを作成する一方で公費負担されないハガキ代を無料にすることは、無料のハガキ作成代は公費負担されたポスター作成代に含まれていると解される。
- ポスター作成代として、公費負担される限度の上限枚数を、上限単価で作成したとする作成代はいかにも不自然で妥当性に欠けると解される。
- 公開質問における2名の候補者のポスター作成代と比較して、選挙ハガキに限らず、無料で提供されたその他の印刷物が存するかあるいは、不适当な高額な利益を上乗せしていると解される。

これらの点について、監査委員は次のとおり判断する。

本件請求に係るポスター作成の公費負担における各候補者の請求書に記載された作成枚数及び作成単価については、第5の4で述べた関係人調査による結果から、実際にポスター作成に要した単価及び枚数と一致することを確認した。

このことから、請求人が(1)及び(3)で主張することについては、具体的な根拠がないものと判断する。

なお、各候補者とも、ハガキ代については、選挙運動費用収支報告書に寄付として記載されている。

また、平成14年1月23日名古屋高裁判決(平成14年7月19日最高裁棄却により確定)において、公職選挙法第143条第15項及びこれを受けた条例の趣旨、解釈について「一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること」とされている。選挙運動用ポスター作成における候補者のポスター作成の態様は様々であり、公費負担される限度の上限枚数、上限単価で作成されていることが直ちに不自然で妥当性に欠けるとまでは言えない。

さらに、県及び選挙管理委員会における支出手続においては、関係法令に従って処理されている。上記判例も、「地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令は、愛知県が候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」とされており、このことからも今回の支出が違法又は不当となるものではない。

以上のことから、各候補者の選挙運動用ポスター作成費の県の公費負担について、違法・不当な公金請求の事実は認められず、知事が違法に財産管理を怠っているという本件請求に理由はないものと判断する。